

農業用ハウスを手厚く守ります

園芸施設共済

園芸施設共済



○自然災害等により農業用ハウスが損壊した場合に補償します。

○今まで被害がなくても、今後も自然災害等がないとは限りません。
経営安定のために、園芸施設共済がサポートします。

〈 5つのポイント 〉

- ① 掛金の半分は国が負担
- ② 台風や洪水、大雪などの自然災害のほか、火災、車両の衝突など幅広い事故を補償
- ③ 耐用年数を超えた施設も、再建築価額の最大4割を補償
(特約を付加すれば、最大6割)
- ④ 農業者の選択により、附帯施設、撤去費用や復旧費用も補償
- ⑤ 補償対象を限定した掛金の安いメニューも用意

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

尾張支所………(052)-204-2412

尾張支所 海部津島出張所…(0567)-66-1711

尾張支所 半田出張所…(0569)-25-4451

西三河支所………(0566)-77-3220

東三河支所………(0531)-24-1789

東三河支所 豊川出張所…(0533)-84-7300



園芸施設共済、収入保険の詳細はコチラ

農業保険

検索

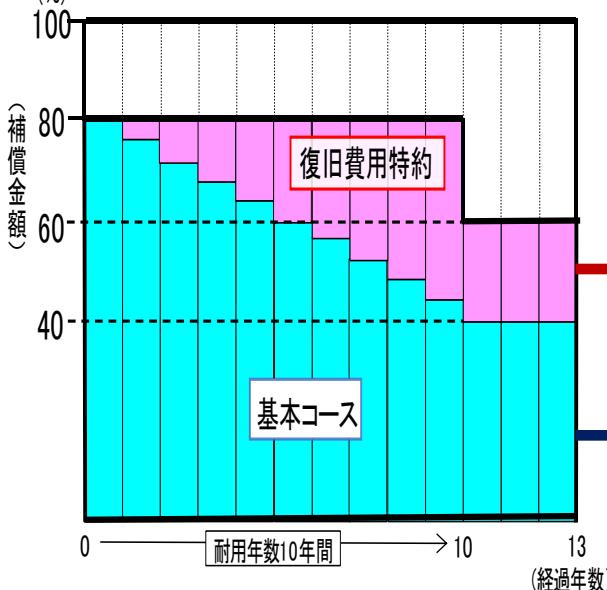
しっかり補償してほしい方にもおススメです

○暖房器具、発電設備、栽培棚などの**附帯施設**や損害を受けた施設の**撤去費用**も補償の対象に追加できます

○復旧費用特約を付加すれば、さらにしっかり補償します！



(%) <パイプハウスの場合>



復旧費用特約

- 耐用年数内なら**再建築価額の最大8割**まで
- 耐用年数経過後も（どんなに古くても！）**再建築価額の最大6割**まで補償！

基本コース

耐用年数経過後も（どんなに古くても！）**再建築価額の最大4割**まで補償！

掛金の割引メニューができました

※設置後4年経過の19mmパイプハウス(10a)の場合(資産価値276万円)

ビニールが破れた
だけでも
補償してほしい

オススメ

基本コース

【損害が3万円を超えた場合に補償】
掛金 **26,500円**

全損した場合の
共済金 **221万円**

※基本コースは、共済価額の5%が3万円を下回る場合は、損害が共済価額の5%を超えた場合に補償します

大きな被害だけ補償
されれば良いから、
掛金を抑えたい

オススメ

割引コース

【損害が20万円を超えた場合に補償】
掛金 **8,200円 (7割引)**

全損した場合の
共済金 **221万円**

【損害が100万円を超えた場合に補償】
掛金 **1,000円 (9割引)**

※割引コースは、他に10万円、50万円のコースもあります

復旧費用や撤去費用
も手厚く補償してほ
しい

オススメ

基本コース+特約

(※特約は「割引コース」にも追加できます)

【復旧費用、撤去費用をプラス】
掛金 **29,700円**

全損した場合の
共済金 **273万円**

※上記の農家負担掛金は、国が補助した後の農業者の掛金です。また、全国平均の掛金率を使用し、端数を四捨五入して100円単位で表示しています

太いパイプ(31.8mm以上)ハウスの場合は更に15%割り引きます

生産部会等の集団で加入すると、更に5%割り引きます